

令和5年第2回（10月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日(10月30日)

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時55分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
日程第1 仮議席の指定について	4
諸般の報告	4
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	6
日程第2 会期の決定について	6
日程第3 副議長の選挙について	7
日程第4 議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第5 議案第14号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	9
日程第6 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合条例の読点の表記を改める条例の制定について	18
会議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について	
会議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についての一部改正について	
日程第7 議案第16号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	21
日程第8 議案第17号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	22
日程第9 議案第18号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	24
議了宣告	26
広域連合長の閉会挨拶	26
閉会宣告(午後2時59分)	26
会議録署名	27

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第37号
令和5年10月30日（月曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

1番	八	條	範	彦
2番	岡	村	和	明
3番	平	岡	優	一
4番	川	本	和	弘
5番	井	手畑	隆	政
7番	大	川	弘	雄
8番	陶		範	昭
9番	吉	和		宏
10番	榊	原	則	男
11番	八	杉	光	乗
12番	広	瀬	和	彦
13番	保	実		治
15番	細	川	雅	子
17番	井	上	佐	智子
18番	山	根	温	子
19番	沖		也	寸志
20番	木	田	圭	司
21番	下	岡	憲	国
22番	大	瀬戸	宏	樹
24番	中	本	正	廣
25番	伊	藤		淳
26番	信	谷	俊	樹
27番	藤	井	照	憲
28番	久	保田	龍	泉

欠席議員

6番	中	田	光	政
14番	林		高	正
16番	奥	谷		求
23番	安	竹		正

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
代表監査委員	寶	来	伸	夫
広域連合事務局長	二	井	秀	樹

広域連合事務局次長兼総務課長	金 谷 淳 子
業務課長	野 田 一 生
総務課課長補佐兼企画財政係長	黒 川 輝 久
業務課課長補佐兼資格保険料係長	森 川 茂 夫

議事補助員

議会事務局長	川 内 晴 美
議会事務局次長	楠 木 加 予
書記	菊 池 亜由美

議事日程（第1号）

（令和5年10月30日 午後1時55分開議）

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 追加議事日程（第1号の追加1）
- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 副議長の選挙について
- 日程第4 議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第5 議案第14号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定
- 日程第6 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合条例の読点の表記を改める条例の制定について
- 会議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
- 会議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についての一部改正について
- 日程第7 議案第16号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
- 日程第8 議案第17号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第18号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時55分 開 会

○広域連合議会事務局長（川内晴美）

申し上げます。

本日の定例会は、議長及び副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、海田町の下岡議員が年長でございますので、下岡議員に臨時の議長として議事の進行を行っていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（下岡憲国）

ただいま紹介いただきました海田町の下岡です。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時の議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。着席させていただきます。

ただいまの出席議員24名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

皆さん、こんにちは。

令和5年第2回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度にスタートして今年で15年が経過し、この間、少子高齢化はますます進行し、後期高齢者の数も増加し続けております。

こうした中、本年5月には、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」が公布され、出産育児支援金の導入や、後期高齢者の負担率の見直しなどが実施されることとなりました。

当広域連合といたしましても、こうした国の動向を注視しつつ、各市町、県と連携を図りながら、適切な制度の運営に努めてまいります。

本定例会では、令和4年度歳入歳出決算認定をはじめ、補正予算等の重要案件を提出させていただいております。

どうぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（下岡憲国）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（下岡憲国）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「仮議席の指定について」

○臨時議長（下岡憲国）

日程第1「仮議席の指定について」を議題とします。「仮議席」は、現在着席されている席とします。

この際、御報告いたします。一身上の都合により、3名の方から辞職願が提出され、閉会中につき、それぞれ北広島町の服部泰征議員については令和5年3月23日付け、庄原市の近藤久子議員については令和5年4月28日付け、福山市の今岡芳徳議員については令和5年5月9日付けで許可されておりますことを御報告いたします。

△ 日程第2 「議長の選挙について」

○臨時議長（下岡憲国）

次に、日程第2「議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（下岡憲国）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名は、臨時議長において行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（下岡憲国）

御異議なしと認めます。臨時議長が指名することに決定しました。それでは、議長に1番八條議員を指名します。

お諮りします。1番八條議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（下岡憲国）

御異議なしと認めます。よって、1番八條議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました八條議員が議場におられますので、当選の告知をします。以上で私の議事進行の職務を終わり、議長に交代させていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（八條範彦）

ただいま議長に選出いただきました八條でございます。それでは、一言御挨拶させていただきます。

この度は、広域連合議会の議長に御推挙いただき、誠に身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（八條範彦）

本日の議事日程は、お手元に配布しております追加議事日程（第1号の追加1）でございます。この追加議事日程により議事を進めて参りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（八條範彦）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の会議録署名議員として11番八杉議員、27番藤井議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（八條範彦）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「副議長の選挙について」

○議長（八條範彦）

次に、日程第3「副議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

それでは、副議長に10番榊原議員を指名します。

お諮りいたします。10番榊原議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。よって、10番榊原議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました榊原議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。それでは、榊原議員を紹介します。

○副議長（榊原則男）

ただいま副議長に選出いただきました榊原でございます。一言御挨拶をさせていただきます。

この度、皆様に副議長に御推挙いただき、誠に光栄でございます。微力ではございますが、皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら、議長の補佐役として、広島県後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営に寄与できますよう努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（八條範彦）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、寶来代表監査委員、二井広域連合事務局長、金谷事務局次長兼総務課長、野田業務課長、総務課黒川課長補佐兼企画財政係長、業務課森川課長補佐兼資格保険料係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長宛ての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第4 「議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（八條範彦）

次に日程第4「議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番井手畑隆政議員の退席を求めます。

○議長（八條範彦）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただいま上程されました議案第13号につきまして御説明を申し上げます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

本案は、広域連合議員から選任されておりました中原明夫氏の監査委員の任期満了に伴いまして、現在欠員となっております広域連合議員選出の監査委員として井手畑隆政氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案書（人事案件）の履歴書にございますように、井手畑隆政氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。退席中の井手畑議員の入場を許可いたします。

○議長（八條範彦）

井手畑隆政議員の選任については、同意されました。

△ 日程第5 「議案第14号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（八條範彦）

次に日程第5「議案第14号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）
議長。（挙手）

○議長（八條範彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。「議案第14号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」です。

私から「議案書」について説明を行いまして、別冊2の「令和4年度歳入歳出決算書附属書類」及び別冊3の「令和4年度主要な施策の成果説明書」につきましては、事務局次長及び業務課長から説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の2ページ、3ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。一番下の合計欄ですが、「予算現額」が16億1,230万円、「調定額」、「収入済額」がともに16億788万8,320円です。

4ページ、5ページをお開きください。続きまして、歳出でございます。同じく一番下の合計欄ですが、「予算現額」が16億1,230万円、「支出済額」が13億7,047万3,309円、「不用額」が2億4,182万6,691円です。先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載しておりますとおり2億3,741万5,011円となり、令和5年度に繰り越します。

以上、議案書の一般会計について、御説明申し上げました。次に、附属書類につきましては、事務局次長から説明をいたします。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）
（挙手）

○議長（八條範彦）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

それでは、お手元の別冊2「令和4年度歳入歳出決算書附属書類」により、一般会計について、御説明いたします。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。まず歳入です。「1款 分担金及び負担金」の「収入済額」、右のページになります、これは14億4,983万2,352円で、全額が23市町からの事務費分賦金です。

続きまして、「2款 国庫支出金」の「収入済額」は410万978円で、これは、保健事業推進のための人件費等について交付された調整交付金です。

次に「3款 財産収入」、これは、財政調整基金の運用による利子収入等で、「収入済額」は1万2,578円です。

続きまして、「5款 繰越金」、これは、令和3年度の歳計剰余金で、「収入済額」は1億5,388万8,731円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。ページがひとつ飛びまして、6ページ、7ページをお開きください。「1款 議会費」、「支出済額」、右のページになります、これは75万7,673円で、その右、「不用額」は196万3,327円です。

続きまして、「2款 総務費」、これは、事務費や給与等負担金、事務所借上経費等を含む総務管理費並びに選挙費及び監査委員費で、「支出済額」は、7ページの中ほどになりますけれども、4億6,723万9,507円、「不用額」は5,786万7,493円です。

ページがまたひとつ飛びまして、10ページ、11ページを御覧ください。「3款 民生費」、これは、特別会計への事務費繰出金で、「支出済額」は、9億247万6,129円、「不用額」は1億7,683万2,871円です。不用額が生じた要因といたしましては、特別会計事務費に関し、当初予算計上時の見込みと比較して、特別調整交付金の増額により歳入が増える一方、委託料の減額により歳出が減るなどしたため、必要となる金額が減額となったことによるものです。

続きまして、12ページをお開きください。一般会計の「令和4年度 実質収支に関する調書」です。議案書で御説明いたしましたように、「3 歳入歳出差引額」、「5 実質収支額」ともに2億3,741万5千円となっております。

一般会計の説明は、以上です。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

次に、特別会計の決算について御説明をいたします。引き続き、座って説明をさせていただきます。

議案書の6ページ、7ページをお開きください。まず、歳入でございます。表の一番下の欄ですが、「予算現額」が4,392億9,679万9千円、「調定額」が

4,358億6,276万27円,「収入済額」が4,357億7,278万7,381円,「不納欠損額」が63万7,931円,「収入未済額」が8,933万4,715円です。

続きまして,8ページ,9ページをお開きください。歳出でございます。表の一番下の欄ですが,「予算現額」が4,392億9,679万9千円,「支出済額」が4,332億8,545万2,153円,「不用額」が60億1,134万6,847円です。先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた,「歳入歳出差引残額」は,表の下,欄外に記載しておりますとおり24億8,733万5,228円となり,令和5年度に繰り越しをいたします。

以上,議案書の特別会計について御説明を申し上げました。次に,附属書類につきましては,業務課長から説明をいたします。

◎業務課長(野田一生)
議長。(挙手)

○議長(八條範彦)
業務課長。

◎業務課長(野田一生)

それでは,別冊2「歳入歳出決算書附属書類」の後期高齢者医療特別会計について,御説明いたします。引き続き,座って説明をさせていただきます。

14ページ,15ページをお開きください。「1款 市町支出金」は,市町が被保険者から徴収した保険料と,医療給付費の12分1相当分の市町負担金で,「収入済額」は743億9,239万8,371円でございます。

なお,令和4年度,現年度分の保険料収納率は99.58%で,前年度と比べまして0.06ポイント減少をしております。「2款 国庫支出金」は,医療給付費の12分の3相当分の国庫負担金や,広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で,「収入済額」は1,418億4,622万1,322円でございます。

続きまして,16ページ,17ページをお願いいたします。「3款 県支出金」は,医療給付費の12分の1相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で,「収入済額」は363億9,181万8,807円でございます。

「4款 支払基金交付金」は,医療給付費の10分の4に相当する,現役世代の後期高齢者医療制度への負担金で,「収入済額」は1,721億4,838万2,285円でございます。

「5款 特別高額医療費共同事業交付金」は,著しく高額な医療給付費が発生した場合に,国保中央会から交付される交付金で,「収入済額」は1億6,586万9,831円でございます。

続きまして,18ページ,19ページをお開きください。

「7款 繰入金」は全額が一般会計から特別会計事務費への繰入金で、「収入済額」は9億247万6,129円でございます。

「10款 諸収入」は、延滞金、第三者納付金、返納金等を収入したもので、「収入済額」は、5億1,639万2,818円、「不納欠損額」は63万7,931円、「収入未済額」は8,933万4,715円となっております。

次の20ページ、21ページにございます第三者納付金、返納金の収入未済分につきましては、今後も適切な事務処理により、回収に努めてまいります。

また、返納金における不納欠損額63万7,931円につきましては、収入未済のうち、督促等の徴収事務を行ってまいりましたものの、収入されないまま5年が経過したことにより、地方自治法の規定に基づいて、消滅時効が到来したものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。22ページ、23ページをお願いいたします。「1款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、「支出済額」は10億3,388万2,435円、「不用額」は9,087万565円となっております。不用額が生じた主な要因でございますが、「役務費」において、被保険者証の発送件数が見込みを下回ったため、通信運搬費の支出額が減額となったことや、「負担金、補助及び交付金」において、中間サーバ維持管理経費負担金に関し、加入者一人当たりの月額負担金額、これが見込みを下回ったため減額となったこと、また、国民健康保険中央会負担金について、請求された支払額が当初予算計上時に国から示された金額を下回ったことなどによるものでございます。

「2款 保険給付費」は、療養給付費などの保険給付に係る経費で、「支出済額」は4,270億41万6,071円、「不用額」は57億6,417万2,929円でございます。不用額が生じた主な要因でございます。令和4・5年度の保険料率の設定時において、令和4年度における平均被保険者数を443,000人、被保険者1人当たりの医療給付費を972,105円、医療給付費全体を約4,306億円余りと見込んでおりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受診控えと見られる影響によりまして、1人当たりの医療給付費が大幅に低くなった令和2年度以降、令和3年度、令和4年度と上昇傾向は見られるものの、コロナ前の水準まで上昇しなかったことなどにより、令和4年度の医療給付費全体で約4,248億円余り、約58億円、率にして約1.3%見込みを下回ったことなどにより、不用額が生じたものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお願いいたします。下の方になりますが、「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国保中央会が実施しております当該共同事業に対する拠出金で、「支出済額」は1億4,886万9,892円、「不用額」は3,291万7,108円でございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。「4款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業、健康増進事業等に対する補助金の交付や、市町への委託により保健事業と介護予防の一体的実施事業などを行ったもので、

「支出済額」は5億4,801万8,717円, 「不用額」は8,698万6,283円でございます。「6款 公債費」につきましては, 執行の実績はございません。

続いて, ひとつ飛びまして, 30ページをお願いいたします。特別会計の「令和4年度 実質収支に関する調書」でございます。議案書で説明いたしましたように, 「3 歳入歳出差引額」, 「5 実質収支額」, これはともに同額の24億8,733万5千円となっております。

続きまして, 32ページをお開きください。「財産に関する調書」でございますが, 「4 基金」につきましては, 令和4年度末の時点での基金残高は, 「財政調整基金」が7億2,498万7千円, 「後期高齢者医療給付準備基金」が114億5,308万2千円となっております。

「歳入歳出決算書附属書類」の説明につきましては, 以上でございます。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

最後に, 別冊3「令和4年度主要な施策の成果説明書」について, 主なものを御説明いたします。恐れ入りますが, 座って御説明させていただきます。

16ページをお開きください。資料が横向きになりますけれども, 「(3) 医療費適正化対策事業」です。事業の内容としては, 表の上段, 「レセプト点検」は, 全てのレセプト内容のチェックを行い, 返戻や再審査, 交通事故など第三者への求償等が必要と思われるレセプトの抽出などを行いました。事業費は9,777万7,776円です。

表の2段目の「医療費通知」は, 不正請求の防止やコスト意識の高揚を図るため, 受診年月, 医療機関名, 日数, 医療費の総額等を掲載した明細書を, 被保険者に年2回, 延べ約84万7千件通知いたしました。事業費は, 6,310万2,891円です。

続きまして, 17ページを御覧ください。「療養費支給申請書内容点検」は, 柔道整復, 鍼, 灸及びあん摩・マッサージに係る療養費の内容点検や, 被保険者への照会による申請内容の調査を行いました。事業費は, 439万8,915円です。続きまして, ページが少し飛びますけれども, 23ページをお開きください。

「(8) 後期高齢者健診事業」です。これは, 市町が実施した後期高齢者の健康診査事業及び歯科健康診査事業に対する補助金の交付や, 広島県歯科医師会への業務委託による歯科健康診査事業により, 受診の促進を図ったものです。事業費は, 2億2,900万4,278円です。

まず、1の「健康診査事業」です。これは、市町が実施した健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。令和4年度の受診者数は5万2,823人、受診率は13.81%でした。前年度に比べ、受診者が9,765人、受診率は2.08ポイント増加しております。

続きまして、24ページをお開きください。2の「歯科健康診査事業」です。これは、市町が行った歯科健康診査事業に対しまして、補助金の交付を行ったものです。令和4年度の受診者数は298人、受診率は0.06%でした。引き続き、市町の取組に協力し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、3の「歯科健康診査事業」です。これは、前年度に年齢到達により新たに後期高齢者医療制度に加入した被保険者を対象として、本広域連合が実施したもので、令和4年度の受診率は14.44%でした。

続きまして、25ページを御覧ください。「(9)後発医薬品使用促進事業」です。これは、後発医薬品の使用を促進することにより、医療保険財政の改善や、被保険者の自己負担の軽減を図ったものです。

表の1番上、「後発医薬品の周知」として、年齢到達により新たに後期高齢者医療制度に加入した被保険者に対しまして、被保険者証の交付に併せて「ジェネリック医薬品希望カード」を配付いたしまして、後発医薬品の周知と使用促進を図りました。事業費は47万3,294円です。

また、その下、「後発医薬品差額通知」として、後発医薬品を使用した場合の先発医薬品との薬剤料の差額を通知し、後発医薬品の使用の促進を図りました。事業費は1,067万円です。

続きまして、26ページを御覧ください。「(10)保健事業・介護予防一体的実施事業」です。これは、後期高齢者の多様な課題に対応するため、市町委託により、後期高齢者に対する個別支援であるハイリスクアプローチ、通いの場への積極的な関与等であるポピュレーションアプローチ、これを介護予防事業等と一体的に実施し、後期高齢者の健康増進を図ったものです。事業費は2億3,078万7,675円となっております。

続きまして、28ページをお開きください。「(12)健康増進費補助事業」です。まず、1の長寿・健康増進事業です。これは、後期高齢者の健康づくりや、生活習慣病の重症化予防のための訪問指導、表にある4つの項目に該当する事業を行った延べ7市5町に対して、6,784万1,362円の補助金を交付したものです。

続きまして、29ページを御覧ください。2の「低栄養防止・重症化予防等推進事業」です。これは、低栄養・心身機能の低下、生活習慣病の重症化の予防等を目的として、保健師による相談・指導等を行った自治体に対しまして、88万1,940円の補助金を交付したものです。別冊3の説明は以上になります。

なお、別冊4で監査委員による決算審査意見書を添付しております。令和4年度の歳入歳出決算書等については、8月29日に監査委員の審査をいただき、

いずれも関係法令に準拠して作成され、計数等は正確であり、予算の執行は、適正であると認めていただいております。

以上で、議案第14号「令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わります。御審議の上、認定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（八條範彦）

これより質疑を行います。

議案第14号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

○15番（細川雅子議員）

議長（挙手）

○議長（八條範彦）

15番細川雅子議員。

○15番（細川雅子議員）

15番細川雅子でございます。よろしく願いいたします。

久しぶりの高齢者議会でございます。少しいれになるかもしれませんが、どうぞ御容赦ください。

議案第14号令和4年度決算認定について、いくつかお尋ねをいたします。決算の中の特別会計の健康保険事業についてお尋ねします。別冊3の主要な施策の成果説明書でいただいた23ページと24ページになるかと思っております。まず、23ページの健康診査事業、そして24ページの歯科健康診査事業について、お尋ねをいたします。1点目は、健康診査事業です。まず、令和4年度の受診率が13.81%と御紹介いただきました。コロナの感染予防の影響がございまして、健康診断の受診率が落ち込んでいるというふうに聞いておりますが、この5年間受診率の推移がどのようなようだったか教えてください。

2つめです。この事業は市町に補助をして実施しているというふうに聞いておりますが、この13.81は全体の平均になってくると思っておりますが、市町での受診率の状況、例えば一番高いところ辺りはどのくらいしているのかを教えてください。また、市町による受診率の高い、低い、それらの原因分析をしておられましたら教えてください。今後、市町の方で受診率を高めていくために共有するべきところでもあれば、どのような点があるのか教えてください。いただければと思います。

ページめぐりまして、24ページの歯科健康診査事業です。非常に受診率が低いようでございますが、これはどういう事業になっているのか、状況を教えてください。また、今後についての見通しを併せてお願いいたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（八條範彦）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（野田一生）

はい（挙手）

○議長（八條範彦）

業務課長。

◎業務課長（野田一生）

健康診査事業につきまして、直近の受診率の推移でございます。平成29年度は11.37%、平成30年度は12.05%、令和元年度は12.57%と、ここまで一定の増加が続いておりましたが、令和2年度新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けまして、11.12%と前年度比で1.45%減少いたしました。しかしながら、続く令和3年度は11.73%、令和4年度が13.81%と、現在再び増加に転じているところでございます。

次に、市町の受診率ですが、令和4年度で最も高いところが28.74%、最も低いところで5.08%と、率だけで申し上げますと、23.66%の開きがございます。

この差につきましては、詳細な分析は行っておりませんが、本広域連合では、受診率の底上げのため、令和3年度から各市町の取組等について調査を実施しております。周知方法や送迎など、県内全域で一律に取り組むことが可能な事例、また、ポイント制の導入などの特色ある取組を紹介する等の情報共有を行っているところでございます。

本広域連合といたしましては、今後も継続して、様々な機会を通じて被保険者の方への啓発、これを行い、市町との連携を密にしながら取組を進めてまいります。

次に歯科健康診査事業についてでございます。市町補助分の受診率が0.06%と低くなっておりますが、後期高齢者の多くは、歯科疾患の治療等で、恒常的に医療機関で受診されていることがその要因の一つであろうかと考えております。こうした背景もあり、令和4年度に歯科健康診査を実施した市町、これが6市町にとどまっており、受診者数が298人ございました。

歯科健康診査の受診率につきましては、実施していない17市町の被保険者数も分母に入れて算出をしておりますため、0.06%と低い値となっているものでございます。

一方で、本広域連合におきましては、平成30年度から、市町実施分の対象者と重ならないよう、前年度75歳に到達し被保険者となった方全員を対象とした、全県での歯科健康診査事業を実施しております。令和4年度は5,078人が受診しており、こちらの受診率は14.44%となっております。

本広域連合直営分の歯科健康診査でございますが、開始当初は希望された方にのみ受診券を送付しておりましたが、受診率向上のため、令和元年度からは、対象者全員に受診券を送付する方法に変更して実施をしております。

なお、本広域連合では、保健事業の軸として、令和2年度より、国保から後期高齢者医療へ、保健事業を切れ目なく継続して被保険者を支援する「保健事業と介護予防の一体的な実施」に取り組んでいるところでございます。

この事業は、後期高齢者の、健康から要介護に至るまでの中間の虚弱な状態、いわゆるフレイルに着目いたしまして、後期高齢者一人ひとりに対する個別支援と、通いの場などへの積極的な関与、これを一体的に実施するものでございまして、被保険者の健康上の多様な課題を把握し、対応するためにも、健康診査事業は重要な役割を果たすものでございます。

本広域連合といたしましては、健康寿命の延伸に向けて、被保険者の皆様に、御自身の健康についての意識を高めていただくとともに、健康診査・歯科健康診査の結果に基づいた効果的な保健事業を推進するため、引き続き受診率の向上に努めてまいります。以上でございます。

○15番（細川雅子議員）

ありがとうございます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、他に発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は認定されました。

-
- △ 日程第6 議案第15号「広島県後期高齢者医療広域連合条例の読点の表記を改める条例の制定について」
会議案第2号「広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」

会議案第3号「広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についての一部改正について」

○議長（八條範彦）

次に日程第6「議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合条例の読点の表記を改める条例の制定について」、「会議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」及び「会議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についての一部改正について」の3件を一括して議題とします。

まず、議案第15号について説明を求めます。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

ただいま上程されました議案について、御説明をいたします。

議案書の10ページ及び別冊1「令和5年第2回広域連合議会定例会議案資料」の1ページをお開きください。それでは、議案資料により、御説明をさせていただきます。

議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合条例の読点の表記を改める条例の制定についてでございます。

1の制定理由です。令和4年1月11日付け内閣文第1号内閣官房長官通知「「公用文作成の考え方」の周知について」におきまして、横書きでの読点の表記に「、」を用いることが原則とされたことから、広島県後期高齢者医療広域連合条例の読点の表記を一括して改めるための条例を制定するものです。

2の内容です。条例において読点として表記する「、」を「、」に改めるものです。

3の施行期日は、令和6年4月1日からでございます。以上が議案の概要でございます。御審議の上、適切な御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

続いて、会議案第2号及び会議案第3号の2件について、提案理由の説明を求めます。

○2番（岡村和明議員）

はい（挙手）

○議長（八條範彦）

2番岡村議員。

○2番（岡村和明議員）

それでは、会議案第2号及び第3号の2件につきまして、御説明申し上げます。

まず、会議案第2号「広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」説明させていただきます。

議案書（議員提出案件）の1ページを御覧ください。令和4年1月11日付内閣文第1号内閣官房長官通知「「公用文作成の考え方」の周知について」におきまして、横書きでの読点の表記に「、」を用いることが原則とされたことから、会議規則の読点の表記を改めるため、同規則を一部改正するものでございます。

内容は、会議規則において読点として表記する「、」を「、」に改めるものでございます。施行期日は、令和6年4月1日でございます。

続きまして、会議案第3号「広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についての一部改正について」説明させていただきます。

議案書（議員提出案件）の2ページを御覧ください。令和4年1月11日付内閣文第1号内閣官房長官通知「「公用文作成の考え方」の周知について」におきまして、横書きでの読点の表記に「、」を用いることが原則とされたことから、読点の表記を改めるとともに、所要の規定の整備を行うため、一部改正するものでございます。

内容は、読点として表記する「、」を「、」に改めるとともに、「180条」を「第180条」に改めるものでございます。

この改正の効力は、「、」を「、」に改めることにつきましては、令和6年4月1日からで、「180条」を「第180条」に改めることにつきましては、議決をいただいた日からでございます。

以上、会議案第2号及び第3号の2件につきまして概要を御説明申し上げます。以上議員各位の御賛同を求めます。

○議長（八條範彦）

議案第15号については、発言の通告がありませんので、議案第15号の質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、議案第15号の討論を終結します。

会議案第2号及び会議案第3号については、事後の議事手続きを省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。

議案第15号、会議案第2号及び会議案第3号の3件について、一括して採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号、会議案第2号及び会議案第3号の3件について、一括して採決いたします。

各案件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、各案件は可決されました。

△ 日程第7 議案第16号「広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」

○議長（八條範彦）

次に日程第7「議案第16号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の11ページ及び別冊1「令和5年第2回広域連合議会定例会議案資料」の2ページをお開きください。

それでは、議案資料により、御説明をさせていただきます。

議案第16号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてでございます。

1の改正理由です。令和5年2月13日付けであった広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正におきまして、改正前の条例第7条第1号を廃止したことに伴い生じた号ずれ等について改正漏れがあったため、所要の改正を行うものです。

2の改正内容です。（1）は字句の略称を規定するもの、（2）は号を繰り上げるもの、（3）は引用を削除するものです。

3の施行期日は、公布の日からです。

以上が、議案の概要でございます。御審議の上、適切な御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第8 「議案第17号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」

○議長（八條範彦）

次に日程第8「議案第17号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

「議案第17号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。座って御説明させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,663万5千円を減額し、予算の総額をそれぞれ16億2,777万8千円とするものです。

13ページを御覧ください。この補正の内容について御説明いたします。まず、歳入です。「4款 繰入金」、「1項 基金繰入金」の3億2,405万円の減額は、特別会計事務費繰出金の減額に伴い、その財源となる、繰入金を減額したものです。「5款 繰越金」、「1項 繰越金」の2億3,741万5千円の追加は、令和4年度の決算剰余金を計上したものです。

続きまして、14ページをお開きください。歳出です。「2款 総務費」、「1項 総務管理費」2億3,741万5千円の追加は、口座振込件数等の増加に伴う金融機関事務取扱手数料の増額として1,144万5千円、支給事務の事務量増加等に伴う労働者派遣業務委託料の増額として160万9千円、令和4年度後期高齢者医療財政調整交付金に係る返還金の計上として85万1千円、令和4年度の決算剰余金の一部について、財政調整基金への積立金として2億2,351万円をそれぞれ計上したものです。

「3款 民生費」、「1項 社会福祉費」の3億2,405万円の減額は、特別会計の事務費の減額に伴い、繰出金の減額を計上したものです。

上程されました議案の概要につきまして、御説明は以上になります。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第9 「議案第18号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（八條範彦）

次に日程第9「議案第18号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

議案第18号「令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。座って説明させていた
だきます。

議案書の15ページをお開きください。特別会計補正予算（第1号）は、歳入
歳出予算の総額に、それぞれ2億2,493万6千円を追加し、予算の総額をそれ
ぞれ4,543億975万円とするものです。

16ページをお開きください。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入です。「1款 市町支出金」, 「1項 市町負担金」の14億
3,379万円の追加は、令和4年度の保険料等市町負担金及び療養給付費市町負
担金の精算に伴う市町からの追加納付額を計上したものです。

「2款 国庫支出金」, 「1項 国庫負担金」の2億8,429万円の追加は、
令和4年度療養給付費負担金の精算に伴う国からの追加交付分を計上したも
のです。

「2款 国庫支出金」, 「2項 国庫補助金」の1億4,245万円の減額は、
補助対象経費の減額に伴う高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の減額を計上
したものです。

「4款 支払基金交付金」, 「1項 支払基金交付金」の10億4,007万1千
円の減額は、令和4年度後期高齢者交付金の過交付分について、令和5年度の
当該交付金からの減額により返還する額を計上したものです。

「7款 繰入金」, 「1項 一般会計繰入金」の3億2,405万円の減額は、
充当される事務費の減額に伴い、事務費繰入金を減額したものです。

「7款 繰入金」, 「2項 基金繰入金」の24億8,465万3千円の減額は、市町負担金の増等に伴い、減額をしたものです。

「8款 繰越金」, 「1項 繰越金」の24億8,733万4千円の追加は、令和4年度の決算剰余金を計上したものです。

「10款 諸収入」, 「1項 延滞金, 加算金及び過料」の31万7千円の追加、及び「3項 雑入」の1,042万9千円の追加は、保険料延滞金や、健診事業費補助金等の精算に伴う、市町からの納付額等を計上したものです。

続きまして、17ページを御覧ください。歳出になります。「1款 総務費」, 「1項 総務管理費」4億6,650万円の減額ですが、令和5年度の当初予算では、概ね5年ごとに行われるシステム機器更改を令和5年度に実施するという計画に基づき、予算計上しておりましたが、機器更改時期が延期とされたことから、計画の変更に伴い、必要となる経費や、不用となる経費等を整理したものです。イーサネット接続回線通信費の減額が2,219万8千円、カスタマイズ改修業務委託料等の減額が2億9,352万円、機器等リース料等の計上が475万9千円、クラウドサービス利用料等負担金の減額1億5,554万1千円、この合計を計上したものになります。

「7款 諸支出金」, 「1項 償還金及び還付加算金」6億9,143万6千円の追加は、医療給付費の確定等に伴う国や県、市町への返還金等6億9,136万6千円、保険料還付金の精算に伴う広域連合から市町への保険料の還付金7万円の合計を計上したものになります。

続きまして、18ページをお開きください。第2表 債務負担行為補正です。これは、令和6年度の事業のうち、令和5年度中に委託契約をして準備を進める必要がある「事務代行業務委託料」などの7事業について、債務負担行為を追加するものです。

上程されました議案の概要についての御説明は以上となります。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（八條範彦）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。閉会に当たり、広域連合長の挨拶がございます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

令和5年第2回広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

○議長（八條範彦）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。

皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時59分

閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 八 條 範 彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 下 岡 憲 国

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 八 杉 光 乗

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 藤 井 照 憲